

令和 7 年 名張市議会定例会

令和 7 年 6 月 定例議会提出議案（2）

名 張 市

議案第 12 号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 6月10日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の一部改正に伴い、物価の変動等を鑑みて改定された選挙の公営に係る経費及び選挙長等の報酬の金額について、準拠して本市の関係条例の規定を整理しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(名張市議会議員及び名張市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 名張市議会議員及び名張市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成6年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 名張市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借り入れ契約（以下「自動車借り入れ契約」という。）である場合には、当該自動車（同一の日において自動車借り入れ契約により2台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車と</p>	<p>（自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 名張市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借り入れ契約（以下「自動車借り入れ契約」という。）である場合には、当該自動車（同一の日において自動車借り入れ契約により2台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車と</p>

して使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合には、当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から、前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

して使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合には、当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から、前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

（名張市議会議員及び名張市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 名張市議会議員及び名張市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）	（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）
第4条 名張市は、候補者（前条の届出を	第4条 名張市は、候補者（前条の届出を

した者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

した者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(名張市議会議員及び名張市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 名張市議会議員及び名張市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(平成21年条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(ビラの作成の公営)	(ビラの作成の公営)
第2条 名張市議会議員及び名張市長の選挙における候補者(以下「候補者」とい	第2条 名張市議会議員及び名張市長の選挙における候補者(以下「候補者」とい

う。)は、8円38銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成できる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により名張市に帰属することとならない場合に限る。

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第4条 名張市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

う。)は、7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成できる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により名張市に帰属することとならない場合に限る。

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第4条 名張市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第1 (第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略
選挙長	日 <u>12,200円</u> 額	別表 第3
投票管理者	日 <u>14,500円</u> 額	別表 第3
期日前投票管理者	日 <u>12,800円</u> 額 (期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える場合にあっては、 <u>12,800円</u> にその超えた時間1時間につき <u>1,113円</u> を加算した額)	別表 第3
開票管理者	日 <u>12,200円</u> 額	別表 第3
投票立会人	日 <u>12,400円</u> 額 (立会時間が7時間以下の場合は、 <u>6,200円</u>)	別表 第3
期日前投票立会人	日 <u>10,900円</u> 額 (期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える場合にあっては、 <u>10,900円</u> にその超えた時間1時間につき <u>947円</u> を加算した額。)	別表 第3

別表第1 (第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略
選挙長	日 <u>10,800円</u> 額	別表 第3
投票管理者	日 <u>12,800円</u> 額	別表 第3
期日前投票管理者	日 <u>11,300円</u> 額 (期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える場合にあっては、 <u>11,300円</u> にその超えた時間1時間につき <u>982円</u> を加算した額)	別表 第3
開票管理者	日 <u>10,800円</u> 額	別表 第3
投票立会人	日 <u>10,900円</u> 額 (立会時間が7時間以下の場合は、 <u>5,450円</u>)	別表 第3
期日前投票立会人	日 <u>9,600円</u> 額 (期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える場合にあっては、 <u>9,600円</u> にその超えた時間1時間につき <u>834円</u> を加算した額。以下「基	別表 第3

	以下「基本額」という。)。ただし、立会時間が期日前投票所を開いている時間の2分の1の時間以下の場合は、基本額の2分の1の額とする。			本額」という。)。ただし、立会時間が期日前投票所を開いている時間の2分の1の時間以下の場合は、基本額の2分の1の額とする。	
指定病院等の不在者投票外部立会人	日 <u>12,400円</u> 以内で 額 任命権者が市長と協議して定める額	別表 第3		指定病院等の不在者投票外部立会人	日 <u>10,900円</u> 以内で 額 任命権者が市長と協議して定める額
開票立会人	日 <u>10,100円</u> 額	別表 第3		開票立会人	日 <u>8,900円</u> 額
選挙立会人	日 <u>10,100円</u> 額	別表 第3		選挙立会人	日 <u>8,900円</u> 額
略	略	略		略	略
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。